

8 2023

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

暑中御見舞

令和5年盛夏

歳出に合った税収確保を

政府税調中期答申

政府税制調査会(首相の諮問機関)

は、中長期的な税制のあり方を示した中期答申をまとめました。赤字国债の発行に依存している厳しい財政状況を踏まえ、歳出に見合った十分な税収を確保することが重要だとしました上で、少子高齢化が進む中、必要な税負担を広く分かち合う必要があると指摘しています。政府税調の答申は4年ぶりです。

答申では、新型コロナウイルス禍での歳出膨張などを踏まえ「(財政は)一段と深刻な状況」と指摘。かつて約80%だった歳出に占める税収の割合が近年は40%台に落ち込み、「租税の最も基本的な役割である財源調達機能を十分に果たせていない」と懸念を示しました。

コロナ禍などをきっかけに働き方や収入のあり方が大きく変化したり、外国人労働者が増加したりする中で、どのような働き方でも対応できる公平で中立的な税制の構築が重要だと指摘しました。

■退職金課税の見直し ■

非正規雇用、特定の会社に属しないフリーランスの増加など、働き方が多様化する中、終身雇用を前提とした退職金課税の見直しにも言及。

答申では、年功序列の雇用慣行からの転換を図るため、同じ会社に長く勤めるほど退職金への課税が優遇される現行制度の見直しを検討するよう求めています。

現在の退職金に対する課税制度は退職金から控除額を引き、その2分の1に所得税と住民税が課税されます。控除額は勤続20年までは1年ごとに40万円なのに対し、勤続が20年を超えると70万円に拡大する仕組みです。

例えば、同じ会社に30年勤めて退職一時金2000万円を受け取る場合、控除額は勤続20年までの800万円と、残り10年分の700万円を足した1500万円となります。

答申では、この優遇制度が転職の妨げとなっている一因と指摘し、「退

職金の支給形態や労働市場の動向に応じて税制上も対応を検討する必要がある」と明記し、現在の仕組みを見直すよう提言しました。

年代後半に4割程度だった共働き世帯の比率が7割超となっている現状などから、「公平・中立な税制を構築する観点から配偶者控除のあり方について検討する必要がある」と明記しました。

■租税特別措置 ■

政策目的で法人税を減免する「租税特別措置」については、企業の国際競争力の強化や収益力の改善などを目的にこれまで段階的に法人税率を引き下げたものの、設備投資の内訳をみると海外向けが増加傾向にある一方、国内向けは横ばいにとどまつていて、賃金など「人への投資」の規模も先進国の中では見劣りしているとしています。

このため、法人税率の引き下げに関し、国内投資などの成果につながったのか、客観的・実証的な検証が求められると指摘しました。

●退職金課税の現行制度 (イメージ) ●

$$(\text{退職金} - \text{控除額}) \times \frac{1}{2} \times \text{税率} = \text{納税額}$$

勤続年数が長いほど優遇

- 勤続 20 年の場合
40 万円 × 20 年 = 800 万円
- 勤続 30 年の場合
800 万円 + 70 万円 × (30 年 - 20 年) = 1500 万円

所得税と住民税

後も重要だとしています。消費増税には踏み込まなかつたものの、財源確保の重要性を強調しています。この他、国家安全保障と経済財政の関係については、防衛力を強化するためには経済力と財政基盤の確保が必要だと指摘しました。

■消費税 ■

消費税については、さらなる増加が見込まれる社会保障給付を安定的に支える観点からも、その役割は今

国税庁は、相続税や贈与税の算定基準となる令和5年分の路線価（1月1日時点）を発表しました。全国約32万地点の標準宅地は、平均で前年比1・5%上昇しました。上昇は2年連続です。新型コロナウイルスの影響が和らぎ、観光地や繁華街を中心に経済活動の回復傾向が鮮明となり、前年の上昇率を1ポイント上回りました。

新型コロナの感染症法上の分類が5類に移行する前の評価ですが、インバウンド（訪日外国人）客の増加も見込んで上昇地点が広がりました。各地の観光地もにぎわいを取り戻しつつあります。各地の観光地もも広がりをみせています。

都道府県別にみると、25都道府県が上昇し、前年より5県増加しました。最も上昇したのは北海道（6・8%プラス）で、札幌市内や近郊で住宅地の需要が伸びたほか、北海道新幹線の延伸を見据えて商業地などでも上昇地点が目立ちました。

路線価が2年連続上昇 コロナ禍から回復傾向 —国税庁、令和5年分—

最高路線価が上昇した都市は29都市、横ばいの都市は13都市、下落した都市は4都市となり、前年分と比べて上昇は14都市増えたとともに、下落した都市は12都市減少ししました。前年は5・8%マイナスと下落率が最大だった神戸市が2・0%のプラスに転じたほか、下落が続いている大阪市や奈良市などもプラスに転じました。

新型コロナに伴う行動制限や入国制限が緩和され、商業活動が活発になつてことや、インバウンド需要の高まりなどを背景に、商業地や観光地などで大きく上昇した一方、リモートワークや在宅勤務の普及などの影響で、オフィス需要の低迷が続く東京都心では横ばいやわずかな上昇にとどまるなど、回復傾向に差が出る結果にもなっています。

財務省が発表した令和4年度の国一般会計決算によると、税収が前年度比6・1%増の71兆1373億円と3年連続で過去最高となり、初めて70兆円の大台を超えました。

税収の多くを占め、「基幹3税」と呼ばれる消費税、法人税、所得税は、いずれも増収となりました。

■消費税■

消費税は5・4%増の23兆792億円。個人消費が堅調だったことに加えて、円安と資源高で物価上昇率が前年度比3・0%と41年ぶりの伸びを記録したこと反映されたようです。

■法人税■

法人税は、コロナ禍からの立ち直りで企業業績が回復したことや円安による輸出企業の業績上振れなどにより9・5%増の14兆9397億円となりました。

■所得税■

所得税は、5・3%増の22兆5216億円。物価高や人手不足を背景とした賃金の引き上げや、株主への

配当増加などが所得税の増加につながったとみられます。

全体の税収は、リーマン・ショック後の2009年度に40兆円を下回った後、一貫して増加しています。22年度は昨年11月の補正予算編成時点で68兆3590億円を見込んでいましたが、想定を大幅に上回りました。

税収が増えたことで、新規の国債発行額は昨年度の第2次補正予算の段階での見込みよりも、12兆円抑えられました。

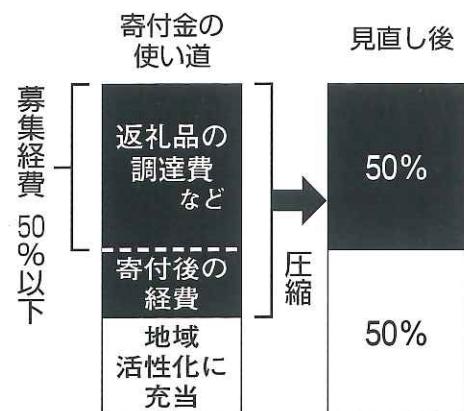
一方、歳出は、新型コロナや物価対応の予備費などで支出の必要がない「不用」が11兆3084億円と過去最大となりました。その結果、決算剰余金は過去2番目に大きい2兆6294億円となりました。

税収が3年連続で過去最高 「基幹3税」、いずれも増収

令和4年度 一般会計決算

剰余金の少なくとも半分は、法律の規定に基づいて国債の償還にあられた上で、残りは防衛力強化ための財源として活用される見込みです。

【ふるさと納税の必要経費見直しのイメージ】



総務省は6月27日、ふるさと納税の適正運用のため、自治体の「寄付金募集に関する経費」と「返礼品の地場産品基準」についてのルールを10月から変更すると発表しました。

■**隠れ経費も含めて5割以下**
ふるさと納税は、自治体に寄付した金額のうち、2000円を超える部分については翌年の住民税や所得税から控除される制度です。寄付者には自治体から返礼品が送られ、実質的には2000円で特産品などを受け取ることができます。



返礼品の地場産品基準も見直しへ

ふるさと納税の過度な返礼品競争を防ぐため、4年前、返礼品の調達費用や送料など、自治体が寄付を募る経費の総額を寄付額の5割以下とする基準が設けされました。

しかし、寄付金の受領書の発行や送付などの「隠れ経費」を含めると経費が5割を超えるケースがあることを確認。このため総務省は、基準を厳格化し、経費には書類の発行事務などに係る費用も含めるよう自治体に通知しました。

■**「付加価値加工」のみは除外**
さらに、海外産の牛肉を熟成して「熟成肉」としたものや、県外で収穫された玄米を「精米」して返礼品としているケースもあつたとして、「熟成肉」と「精米」を寄付者に贈る場合、原材料はその都道府県内で生産されたものに限るとしています。

今後は経費や返礼品の内容を見直す自治体が出てくることも想定され、経費を圧縮できなければ同じ返礼品を受け取るのに必要な寄付額が増える可能性もあります。

業務改善とは、業務のプロセスを見直し、課題を見つけ、それを解決することによって、より生産性を高める行為といえます。従業員一人ひとりの生産性の向上や業務の効率化なしに企業の成長はありません。与えられた仕事をこなし、決められた仕組みや手順を守るだけではなく十分ではありません。それらをより良いものにしていくべく、一人ひとりが改善を積み重ねることが重要です。▼業務を見直

業務改善とは

ことで、日々当たり前にこなしている業務の実態が浮き彫りになります。無駄をなくし、プロセスを改善して最適化することで、コスト削減サービスの向上、労働環境の改善など、多くの効果が期待できます。業務改善は一回限りで終わるものではなく、継続的に行つてこそ価値があります。改善施策はその後も何度も必要になるため、現状に満足せず、さらに改善する意識を持つ続けることが大切です。

8月の税務と労務

一税務

- ★個人事業税の納付（第1期分）
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- ★7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…8月10日
- ★6月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…8月31日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…8月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…8月31日
- ★12月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
申告期限…8月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…8月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…8月31日
- ★個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
申告期限…8月31日

一労務

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…8月31日